

<2020 年度パグウォッシュ公開講座「核時代における非戦」第 1 回>

## 核兵器を禁ずる国際人権法～核兵器禁止条約の発効を前に

(前田朗教授「憲法 9 条再入門：核兵器禁止条約発効の秋に」へのコメントとして)

2020 年 10 月 30 日

阿部浩己 (明治学院大学国際学部)

### 1 はじめに

### 2 国際法における核の二分法

#### (1) 平和利用…促進

- ・各国は「平和的目的のための原子力の…利用を発展させることについての奪い得ない権利」をもつ (核不拡散条約 4 条 1 項)
- ・「原子力の貢献を…増大するように努力する」(IAEA 憲章 2 条)

#### (2) 軍事利用…封じ込め

- ・核兵器不拡散条約、部分的核実験禁止条約、包括的核実験禁止条約 (未発効)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約=交渉中)
- ・非核兵器地帯設定 (ラ米カリブ、南太平洋、東南アジア、アフリカ、中央アジア)
- ・1996 年国際司法裁判所勧告的意見…核兵器の使用・威嚇は国際法違反 (例外容認)
  - \* 2016 年 10 月 マーシャル諸島共和国の訴え却下 (核軍縮交渉義務違反の訴え)
  - 2017 年 7 月 核兵器禁止条約採択
  - 2021 年 1 月 同発効予定 (10 月 24 日 50 かが批准)
  - ←核保有国・核の傘にある国などの強固な抵抗と、分裂する条約への対応

### 3 国際人権規範による核兵器の全面的封じ込め

#### (1) 暴力と対峙する国際人権法

- ・第二次世界大戦の惨禍→国連憲章、世界人権宣言
- ・直接的暴力、構造的暴力、文化的暴力を人権規範によって禁圧する
- ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約・173 かが締結)第 20 条  
戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。  
差別、敵意又は暴力の扇動となる…憎悪の唱道は、法律で禁止する。  
→非戦・被差別の思想

#### (2) 核兵器と対峙する生命に対する権利 (自由権規約第 6 条)

- ・「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」
  - ・自由権規約の履行を監視する自由権規約委員会による条約解釈の指針：一般的意見  
自由権規約の「権威ある解釈 authoritative interpretation」を示す
  - ・一般的意見 14：生命に対する権利と核兵器（1984年）
2. 規約人権委員会はこの従前の一般的意見において、戦争を防止することは国家の至上の義務であるとも述べた。戦争及びその他の大規模破壊行為は、依然として人類の苦しみであり、毎年罪のない何千人もの人々の生命を奪っている。
  3. 武力衝突の際に通常兵器により奪われる人命の犠牲に対する強い懸念を保持しつつ、委員会は、総会の毎会期において、すべての地域の国家代表が、恐ろしさを増す一方の大量破壊兵器の開発、拡散に対する関心の増大を表明してきたことに留意するが、これは人命を脅かすにとどまらず、武器のために使われなければ重要な経済的及び社会的目的、とりわけ開発途上国の利益のために使われ、すべての者の人権の享有を促進しかつ保障するために利用されていたであろう資源を浪費するものである。
  4. 委員会は、この関心を共有するものである。核兵器の設計、実験、製造、保有及び配備が、生命に対する権利にとって、今日人類の直面する最大の脅威であることは明白である。この武器が、戦争の場合だけでなく人間や機械の過失や故障によってすら現実に用いられかねないという危険によって、この脅威の度合いは増している。（日弁連訳）

### （3）自由権規約委員会の一般的意見 36（2018年10月）

[https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/1\\_Global/CCPR\\_C\\_GC\\_36\\_8785\\_E.pdf](https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/1_Global/CCPR_C_GC_36_8785_E.pdf)

66. The threat or use of weapons of mass destruction, in particular nuclear weapons, which are indiscriminate in effect and are of a nature to cause destruction of human life on a catastrophic scale, is incompatible with respect for the right to life and may amount to a crime under international law. States parties must take all necessary measures to stop the proliferation of weapons of mass destruction, including measures to prevent their acquisition by non-State actors, to refrain from developing, producing, testing, acquiring, stockpiling, selling, transferring and using them, to destroy existing stockpiles, and to take adequate measures of protection against accidental use, all in accordance with their international obligations. They must also respect their international obligations to pursue in good faith negotiations in order to achieve the aim of nuclear disarmament under strict and effective international control, and to afford adequate reparation to victims whose right to life has been or is being adversely affected by the testing or use of

weapons of mass destruction, in accordance with principles of international responsibility.

- 核兵器の使用のみならず、「威嚇」も生命に対する権利の尊重と両立しない  
（「威嚇」については最終的に入ることになる）  
→核の抑止力を恃みとすること自体が条約違反
- 国際犯罪を構成する可能性
- 核軍縮を達成する誠実な交渉義務の尊重
- 適切な被害回復の提供

#### 4 おわりに～核兵器の問題を安全保障の文脈を超えて国際人権法の言葉でも語る

- 日本国憲法の国際協調主義、条約を誠実に遵守する国際法上の義務
- 自由権規約の締約国として核抑止力の議論は不可
- 核兵器禁止条約の批准は自由権規約の義務の履行を促す